石運輸第６２６号の２
石運整第３３２号の２
平成２５年９月３０日

自動車運送事業者　代表者　殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（平成２５年９月２０日付け北信交貨第１６８号、北信交監第７４号、北信技保第６７号）のとおり通達があったので了知願います。

石運輸
第 725 号
25.9.26
北陸信越運輸局

北信交貨第１６８号
北信交監第７４号
北信技保第６７号
平成２５年９月２０日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙（平成２５年９月１７日付け国自安第１４５号、国自貨第５７号、国自整第１６８号）のとおり通達があったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知願います。

交監
第146号
25.9.17
北陸信越運輸局

国自安第１４５号
国自貨第　５７号
国自整第１６８号
平成２５年９月１７日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」（平成２１年９月２９日付け国自安第７４号、国自貨第７８号、国自整第６８号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

技係
第 94 号
25. 9. 17
北陸信越運輸局

国自安第１４５号
国自貨第　５７号
国自整第１６８号
平成２５年９月１７日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の
細部取扱いについて」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」（平成２１年９月２９日付け国自安第７４号、国自貨第７８号、国自整第６８号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

別　　添

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」新旧

新	旧
国自安第　７４号 国自貨第　７８号 国自整第　６８号 平成21年 9月29日 一部改正　平成22年12月15日 一部改正　平成25年 9月17日	国自安第　７４号 国自貨第　７８号 国自整第　６８号 平成21年 9月29日 一部改正平成22年12月15日
各地方運輸局(陸運支局)自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長　殿	各地方運輸局(陸運支局)自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長　殿
自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長	自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長
貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて
貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第７３号、国自貨第７７号、国自整第６７号。以下「局長通達」という。）において示されているところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本取扱いにより適切に処理することとされたい。 なお、「「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成１６年６月３０日付け国自総第１２１号、国自貨第３０号、国自整第３８号。以下「平成１６年通達」という。）は、廃止する。	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第７３号、国自貨第７７号、国自整第６７号。以下「局長通達」という。）において示されているところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本取扱いにより適切に処理することとされたい。 なお、「「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成１６年６月３０日付け国自総第１２１号、国自貨第３０号、国自整第３８号。以下「平成１６年通達」という。）は、廃止する。
記	記

1　用語の定義
この通達で用いる用語については、局長通達に定めるところによるものとする。

2　局長通達１通則関係
(1) 局長通達１(1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文書表現とする。

(2) 局長通達１(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会については自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、自動車監査指導部次長、自動車技術安全部次長、担当課長、担当課長補佐、担当専門官及び担当係長等により地方運輸局の実情に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。
(3) 局長通達１(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会は、違反行為ごとの日車数の決定等について、その議に付すものとする。
(4) 局長通達１(6)の措置に当たっては、原則として、違反行為に係る営業所の所長を同席させるものとし、事業者に対して、事業の改善状況について報告するよう指導するものとする。
(5) 局長通達１(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３０条第１項又は第３５条第８項の規定による認可又は届出を要する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（荷主関係、運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
(6) (5)の実質的に運送事業を譲渡した場合における局長通達１(9)の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。
① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲受人（２以上の譲受人があるときは、当該２以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合
② 譲受人（２以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

（削除）

1　用語の定義
この通達で用いる用語については、局長通達に定めるところによるものとする。

2　局長通達１通則関係
(1) 局長通達１(1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとし、当該「勧告書」又は「警告書」は、別添１「警告書の例」を参考として作成するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文書表現とする。
(2) 局長通達１(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会については自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、自動車監査指導部次長、自動車技術安全部次長、担当課長、担当課長補佐、担当専門官及び担当係長等により地方運輸局の実情に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。
(3) 局長通達１(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会は、違反行為ごとの日車数の決定等について、その議に付すものとする。
(4) 局長通達１(6)の措置に当たっては、原則として、違反行為に係る営業所の所長を同席させるものとし、事業者に対して、別添２「改善報告書の例」を参考として、改善状況について報告するよう指導するものとする。
(5) 局長通達１(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３０条第１項又は第３５条第８項の規定による認可又は届出を要する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（荷主関係、運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
(6) (5)の実質的に運送事業を譲渡した場合における局長通達１(9)の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。
① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲受人（２以上の譲受人があるときは、当該２以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合
② 譲受人（２以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

3　局長通達２処分日車数制度関係
局長通達２(2)中「５の整数倍に切り上げた日車数」とは、例えば、日車数

	の合計が５１日車の場合は５５日車を、日車数の合計が５７日車の場合は６０日車をいう。
３　局長通達３違反点数制度関係 (1) 局長通達３(1)中「１０日車までごとに１点」とは、例えば、５１日車は６０日車として６点を付与するものである。 （削除） (2) 局長通達３(4)②中「所要の措置」とは、局長通達１(6)による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。 (3) ２(5)及び(6)の規定は、局長通達３(7)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。	４　局長通達３違反点数制度関係 (1) 局長通達３(1)中「１０日車までごとに１点」とは、５日車は１０日車に切り上げ処理して点数付与するものであり、例えば、５５日車は６０日車として６点を付与するものである。 (2) 局長通達３(3)中「行政処分を行った日」とは、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法令に基づいて行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。 (3) 局長通達３(3)②中「所要の措置」とは、局長通達１(6)による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。 (4) ２(5)及び(6)の規定は、局長通達３(6)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。
４　局長通達４自動車等の使用停止処分関係 (1) 局長通達１(9)を適用して局長通達４(1)の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。 (2) 局長通達４(1)の自動車等の使用停止処分を行うときは、「自動車等の使用停止及び附帯命令書」を発出するものとする。 (3) 局長通達4(2)の自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車(以下「停止対象事業用自動車」という。）の決定は、以下の①、②、③に基づき決定し、違反事業者に対して停止対象事業用自動車の指定を行うものとする。 　なお、停止対象事業用自動車の指定は、①、②、③の順に該当する車両を指定するものとする。 ①違反事業者の違反営業所等の違反車両 ②違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月及び最大積載量が同等の車両 ③違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、行政処分の実効性が確保できるものとして、地方運輸局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会で決定した車両 (4) 局長通達4(3)の自動車等の使用停止処分を行う期間の時期指定については、違反事業者に対して速やかに行うものとする。	５　局長通達４自動車等の使用停止処分関係 (1) 局長通達１(9)を適用して局長通達４(1)の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車交通局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。 (2) 局長通達４(1)の自動車等の使用停止処分を行うときは、「自動車等の使用停止及び附帯命令書」を発出するものとし、当該命令書は、別添３「一般貨物自動車運送事業の輸送施設の使用停止及び附帯命令書の例」を参考として作成するものとする。 (3) 局長通達4(2)の自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車(以下「停止対象事業用自動車」という。）の決定は、以下の①、②、③に基づき決定し、違反事業者に対して停止対象事業用自動車の指定を行うものとする。 　なお、停止対象事業用自動車の指定は、①、②、③の順に該当する車両を指定するものとする。 ①違反事業者の違反営業所等の違反車両 ②違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月及び最大積載量が同等の車両 ③違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、行政処分の実効性が確保できるものとして、地方運輸局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会で決定した車両 (4) 局長通達4(3)の自動車等の使用停止処分を行う期間の時期指定については、違反事業者に対して速やかに行うものとする。
５　局長通達５事業停止処分関係 (1) 局長通達５の事業停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。	６　局長通達５事業停止処分関係 (1) 局長通達５(1)の事業停止処分を行う場合は、事前に本省自動車交通局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。

(2) 局長通達５(1)①の「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成１３年国土交通省告示第１３６５号。以下「告示」という。）の未遵守が１ヶ月間で計３１件以上あった運転者が３名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。	（新設）
(3) 局長通達５(1)②の「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼並びに乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務における当該乗務の途中における点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。	（新設）
(4) 局長通達５(1)④の「整備管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（整備管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。	（新設）
(5) 局長通達５(1)⑤の「運行管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。	（新設）
(6) 局長通達５(2)表中③の「累積点数が５１点以上８０点以下となった場合」には、局長通達３(4)、(6)又は(7)により累積点数が既に５１点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。	(2) 局長通達５(1)表③中「累積点数が５１点以上となった場合」には、局長通達３(3)、(5)又は(6)により累積点数が既に５１点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。
(7) 局長通達５の事業停止処分を行うときは、「事業の停止及び附帯命令書」を発出するものとする。	(3) 局長通達５(1)の事業停止処分を行うときは、「事業の停止及び附帯命令書」を発出するものとし、当該命令書は、別添４「一般貨物自動車運送事業の全部（一部）の停止及び附帯命令書の例」を参考として作成するものとする。
(8) 局長通達５の規定により事業停止期間が３日間となる場合にあっては、原則として、土曜日、日曜日、祝日、休日その他当該処分を受ける事業者が通常事業活動を行っていない日を含まないよう事業停止期間を設定するものとする。	(4) 局長通達５(2)の規定により事業停止期間が３日間となる場合にあっては、原則として、土曜日、日曜日、祝日、休日その他当該処分を受ける事業者が通常事業活動を行っていない日を含まないよう事業停止期間を設定するものとする。
(9) 局長通達５(4)の「関係行為」とは、次に掲げる行為をいう。 ① 貨物自動車利用運送 ② 貨物自動車運送事業用施設において当該事業者の他の営業所に所属する事業用自動車を使用して行う貨物の取扱い	(5) 局長通達５(3)の「関係行為」とは、次に掲げる行為をいう。 ① 貨物自動車利用運送 ② 貨物自動車運送事業用施設において当該事業者の他の営業所に所属する事業用自動車を使用して行う貨物の取扱い
(10) 局長通達５(10)の規定により７日間の事業停止処分をした後で、局長通達５(8)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「１４日間」とあるのは、「７日間」とする。	(6) 局長通達５(9)の規定により７日間の事業停止処分をした後で、局長通達５(7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「１４日間」とあるのは、「７日間」とする。
(11) 局長通達５(12)の規定により３日間の事業停止処分をした後で、局長通達５(8)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「１４日間」とあるの	(7) 局長通達５(12)の規定により３日間の事業停止処分をした後で、局長通達５(7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「１４日間」とあるのは、

は、「１１日間」とする。

(12) 局長通達５(11)の規定により３日間の事業停止処分をした後で、局長通達５(9)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。

(13) 局長通達５(12)の規定により３日間の事業停止処分をした後で、局長通達５(10)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。

6 局長通達６許可の取消処分関係

(1) 局長通達６(1)の許可の取消処分（所在不明事業者及び運輸開始の期限条件違反に係るものを除く。）を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。

(2) 局長通達６(1)①の「事業停止処分を過去２年間に３回受けていた事業者」については、局長通達６(2)①の規定により合併前の法人が受けていた行政処分が合併後の法人が受けたものとして取り扱われる場合には、「３回」とあるのは、「４回」とする。

(3) 局長通達６(1)②の「累積点数が８１点以上となった場合」には、局長通達３(6)の規定により累積点数が既に８１点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。

(4) ２(5)及び(6)の規定は、局長通達６(2)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

7 局長通達７行政処分等又は命令の公表関係

(1) 本省自動車局及び地方運輸局は、行政処分等（勧告を除く。以下同じ。）又は命令を行った場合は、当該行政処分等又は命令について、次に掲げる事項を公表するものとする。

① 行政処分等又は命令の年月日
② 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置（番地まで）
③ 当該行政処分等又は命令に係る営業所の名称及び位置（番地まで）
④ 行政処分等又は命令の内容
⑤ 主な違反条項
⑥ 監査実施の端緒及び違反行為の概要
⑦ 当該行政処分により当該事業者に付された違反点数及び当該管轄区域に係る事業者の累積点数

(2) 地方運輸局においては、事業停止処分、許可の取消処分のほか、社会的な関心が高いと認められる行政処分等については、その都度、報道機関等へ(1)①から⑦までの内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページ

「１１日間」とする。

(8) 局長通達５(10)の規定により３日間の事業停止処分をした後で、局長通達５(8)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。

(9) 局長通達５(12)の規定により３日間の事業停止処分をした後で、局長通達５(9)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。

7 局長通達６許可の取消処分関係

(1) 局長通達６(1)の許可の取消処分（所在不明事業者及び運輸開始の期限条件違反に係るものを除く。）を行う場合は、事前に本省自動車交通局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。

(2) 局長通達６(1)①の「事業停止処分を過去２年間に３回受けていた事業者」については、局長通達６(2)①の規定により合併前の法人が受けていた行政処分が合併後の法人が受けたものとして取り扱われる場合には、「３回」とあるのは、「４回」とする。

(3) 局長通達６(1)②の「累積点数が８１点以上となった場合」には、局長通達３(5)の規定により累積点数が既に８１点以上である事業者が、さらに当該管轄区域内の営業所に違反点数を付される場合も含まれるものとして取り扱う。

(4) ２(5)及び(6)の規定は、局長通達６(2)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

8 局長通達７行政処分等又は命令の公表関係

(1) 本省自動車交通局及び地方運輸局は、行政処分等（口頭注意、勧告を除く。以下同じ。）又は命令を行った場合は、当該行政処分等又は命令について、次に掲げる事項を公表するものとする。

① 行政処分等又は命令の年月日
② 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置（番地まで）
③ 当該行政処分等又は命令に係る営業所の名称及び位置（番地まで）
④ 行政処分等又は命令の内容
⑤ 主な違反条項
⑥ 監査実施の端緒及び違反行為の概要
⑦ 当該行政処分により当該事業者に付された違反点数及び当該管轄区域に係る事業者の累積点数

(2) 地方運輸局においては、事業停止処分、許可の取消処分のほか、社会的な関心
が高いと認められる行政処分等については、その都度、報道機関等へ(1)①か

に掲載するものとする。

(3) 本省自動車局は、毎月、その前月に行った行政処分等又は命令について、(1)①から⑦までの項目をホームページで公表するものとする。

また、各運輸局等においても、これらの情報を本省自動車局のホームページからリンクして公表するものとする。

(4) ホームページの掲載は、掲載を行った月から３年間継続して行うものとする。

(5) 地方運輸局は、３月ごとに、当該管轄区域に係る累積点数が２１点以上の事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道機関等への資料提供並びに局報及びホームページへの掲載により公表するものとする。

(6) 本省自動車局は、６月ごとに、累積点数が２１点以上の事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道機関等への資料提供及びホームページへの掲載により公表するものとする。

８　過積載違反に係る行政処分の具体的適用

過積載違反（過積載による運送の引受けに係る違反行為をいう。以下同じ。）に係る基準日車等の適用については、違反日順に、違反回数及び違反の程度に対応した基準日車等を適用することを原則とし、過積載違反に係る輸送の安全確保命令及び特別監査については、処分日順に、処分回数に応じて実施することを原則とし、次の例により行うものとする。

①　初回の過積載違反の程度が５割未満であれば、１０日車×違反車両数、２回目が５割以上１０割未満であれば、４０日車×違反車両数、３回目が１０割以上であれば、１２０日車×違反車両数とする。

②　３回目を超える過積載違反に係る基準日車等は、累違反の基準日車等を適用するものとする。

③　過積載違反の違反回数のカウント（初回、２回、３回・・・）は、違反日からさかのぼって３年以内の回数とする。

（例）

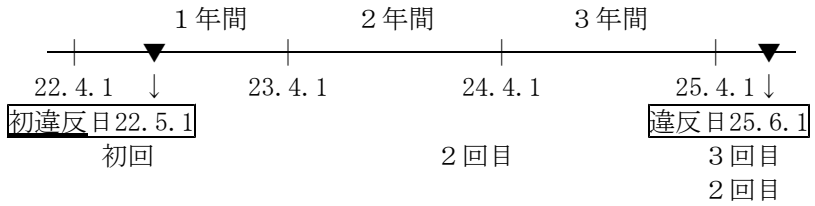

平成２５年６月１日の過積載違反は、初違反日から数えると３回目であるが、初違反日から３年以上経過しているので、２回目として再違反の基準日車等を適用する。

④　過積載違反の処分回数のカウント（初回、２回、３回・・・）は、処分日からさかのぼって３年以内の回数とする。

ら⑦までの内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。

(3) 本省自動車交通局は、毎月、その前月に行った行政処分又は命令について、(1)①から⑦までの項目をホームページで公表するものとする。

また、各運輸局等においても、これらの情報を本省自動車交通局のホームページからリンクして公表するものとする。

(4) ホームページの掲載は、掲載を行った月から３年間継続して行うものとする。

(5) 地方運輸局は、３月ごとに、当該管轄区域に係る累積点数が２１点以上の事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道機関等への資料提供並びに局報及びホームページへの掲載により公表するものとする。

(6) 本省自動車交通局は、６月ごとに、累積点数が２１点以上の事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道機関等への資料提供及びホームページへの掲載により公表するものとする。

９　過積載違反に係る行政処分の具体的適用

過積載違反（過積載による運送の引受けに係る違反行為をいう。以下同じ。）に係る基準日車等の適用については、違反日順に、違反回数及び違反の程度に対応した基準日車等を適用することを原則とし、過積載違反に係る輸送の安全確保命令及び特別監査については、処分日順に、処分回数に応じて実施することを原則とし、次の例により行うものとする。

①　初回の過積載違反の程度が５割未満であれば、１０日×違反車両数、２回目が５割以上１０割未満であれば、５０日×違反車両数、３回目が１０割以上であれば、１６０日×違反車両数とする。

②　３回目を超える過積載違反に係る基準日車等は、累違反の基準日車等を適用するものとする。

③　過積載違反の違反回数のカウント（初回、２回、３回・・・）は、違反日からさかのぼって３年以内の回数とする。

（例）

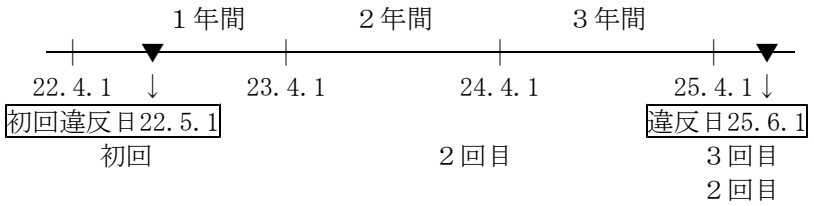

平成２５年６月１日の過積載違反は、初回違反日から数えると３回目であるが、初回違反日から３年以上経過しているので、２回目として再違反の基準日車等を適用する。

④　過積載違反の処分回数のカウント（初回、２回、３回・・・）は、処分日からさかのぼって３年以内の回数とする。

（例）

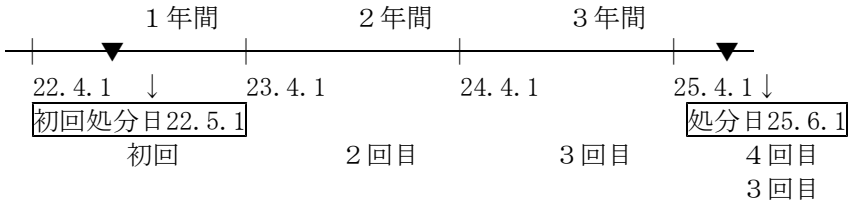

平成２５年６月１日の行政処分は、初回処分日から数えると４回目であるが、初回処分日から３年以上経過しているので、３回目としてカウントし、行政処分と併せて輸送の安全確保命令を行う。

⑤　稀なケースとして、過去に過積載違反に係る行政処分を受けた事業者について、都道府県公安委員会から運輸支局に対し、前回行政処分を行った過積載違反よりも前に行われた過積載違反に係る道路交通法第１０８条の３４の規定に基づく通報が行われることがあるが、この場合は、基準日車等については初違反のものを適用し、処分回数については２回目として扱う。

（例）

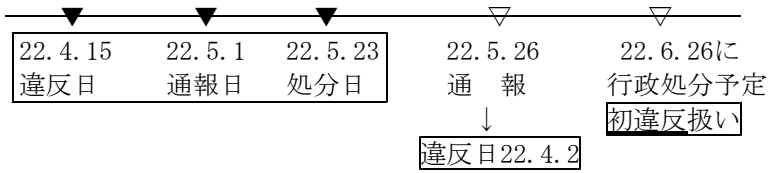

平成２２年６月２６日に、初違反日（22.4.15）より以前の違反日（22.4.2）の違反行為について行政処分を行う場合の例。

⑥　道路交通法第１０８条の３４の規定により、都道府県公安委員会から一度に多数の通報があるような場合は、下記の例のとおり違反日により、それぞれの基準日車等を適用することとする。

（例１：通報中最後が実測）

３件中最後が実測（A違反日（22.4.1）、B違反日（22.4.15）、C違反日（22.5.15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、A違反日及びB違反日の過積載違反には、それぞれ初違反の基準日車等を、C違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を適用する。

（例２：通報全てが実測）

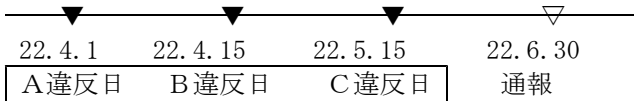

（例）

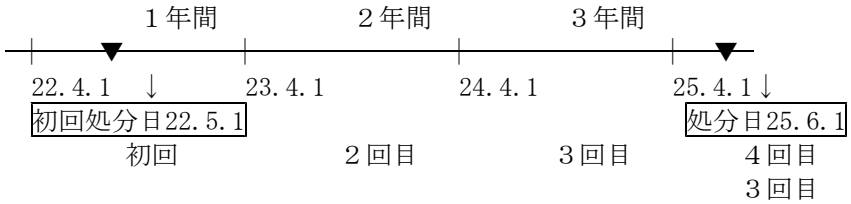

平成２５年６月１日の行政処分は、初回処分日から数えると４回目であるが、初回処分日から３年以上経過しているので、３回目としてカウントし、行政処分と併せて輸送の安全確保命令を行う。

⑤　稀なケースとして、過去に過積載違反に係る行政処分を受けた事業者について、都道府県公安委員会から運輸支局に対し、前回行政処分を行った過積載違反よりも前に行われた過積載違反に係る道路交通法第１０８条の３４の規定に基づく通報が行われることがあるが、この場合は、基準日車等については初回違反のものを適用し、処分回数については２回目として扱う。

（例）

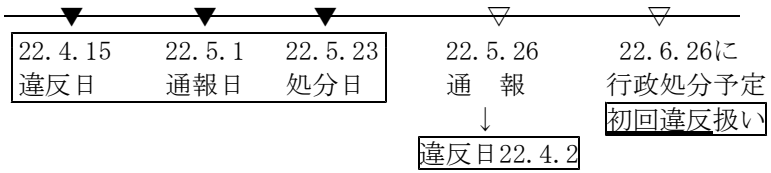

平成２２年６月２６日に、初回違反日（22.4.15）より以前の違反日（22.4.2）の違反行為について行政処分を行う場合の例。

⑥　道路交通法第１０８条の３４の規定により、都道府県公安委員会から一度に多数の通報があるような場合は、下記の例のとおり違反日により、それぞれの基準日車等を適用することとする。

（例１：通報中最後が実測）

３件中最後が実測（A違反日（22.4.1）、B違反日（22.4.15）、C違反日（22.5.15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、A違反日及びB違反日の過積載違反には、それぞれ初回違反の基準日車等を、C違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を適用する。

（例２：通報全てが実測）

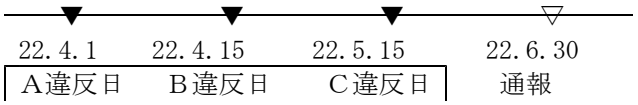

実測　　実測　　実測

実測による３件（Ａ違反日（22.4.1）、Ｂ違反日（22.4.15）、Ｃ違反日（22.5.15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、Ａ違反日の過積載違反には初違反の基準日車等を、Ｂ違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を、Ｃ違反日の過積載違反には累違反の基準日車等を適用する。

なお、例１、例２以外の通報があった場合には、例１、例２を参考に日車数を計算したものを貨物自動車運送事業関係処分審査委員会の議に付して決定することとする。

また、都道府県警察本部等からの検挙通報で、違反日が同一の複数の違反車両の通報があった場合の基準日車等は、下記の例のとおり当該違反回数のそれぞれの違反程度に応じた基準日車等×違反車両数とする。

（例）

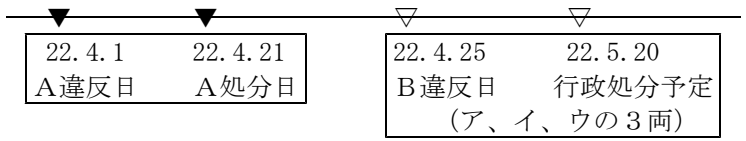

Ａ違反日（22.4.1）の過積載違反について行政処分を受けた事業者に対し、Ｂ違反日（22.4.25）の車両ア、イ、ウに係る過積載違反について行政処分

違反年月日	違反の程度	基準日車等
ア　22.4.25	５割未満	２０日車
イ　22.4.25	５割以上１０割未満	４０日車
ウ　22.4.25	１０割以上	６０日車

⑦　過積載違反に係る３回目以降の行政処分を行う場合にあっては、併せて、輸送の安全確保命令を行うものとする。また、過積載違反に係る３回目以降の行政処分の日から１年以内に過積載違反輸送が行われた場合は、特別監査を行うものとする。

（削除）

附　則

１　この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。

２　６(6)、(7)及び(9)の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１６年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（平成２２年１２月１５日　国自安第１０４号、国自貨第１０７号、国自整第９９号　一部改正）

実測　　実測　　実測

実測による３件（Ａ違反日（22.4.1）、Ｂ違反日（22.4.15）、Ｃ違反日（22.5.15）の過積載違反）について一度にまとめて通報があった場合、Ａ違反日の過積載違反には初回違反の基準日車等を、Ｂ違反日の過積載違反には再違反の基準日車等を、Ｃ違反日の過積載違反には累違反の基準日車等を適用する。

なお、例１、例２以外の通報があった場合には、例１、例２を参考に日車数を計算したものを貨物自動車運送事業関係処分審査委員会の議に付して決定することとする。

また、都道府県警察本部等からの検挙通報で、違反日が同一の複数の違反車両の通報があった場合の基準日車等は、下記の例のとおり当該違反回数のそれぞれの違反程度に応じた基準日車等×違反車両数とする。

（例）

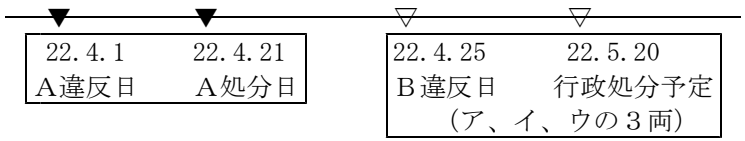

Ａ違反日（22.4.1）の過積載違反について行政処分を受けた事業者に対し、Ｂ違反日（22.4.25）の車両ア、イ、ウに係る過積載違反について行政処分

違反年月日	違反の程度	基準日車等
ア　22.4.25	５割未満	３０日車
イ　22.4.25	５割以上１０割未満	５０日車
ウ　22.4.25	１０割以上	８０日車

⑦　過積載違反に係る３回目以降の行政処分を行う場合にあっては、併せて、輸送の安全確保命令を行うものとする。また、過積載違反に係る３回目以降の行政処分の日から１年以内に過積載違反輸送が行われた場合は、特別監査を行うものとする。

別添１～別添４（省略）

附　則

１　この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。

２　６(6)、(7)及び(9)の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１６年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附　則（平成２２年１２月１５日　国自安第１０４号、国自貨第１０７号、国自整第９９号　一部改正）

この通達は、平成２３年４月１日より施行する。 附　則（平成２５年９月１７日　国自安第１４５号、国自貨第５７号、国自整第１６８号　一部改正） １　この通達は、平成２５年１１月１日から施行する。 ２　局長通達附則２に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。	この通達は、平成２３年４月１日より施行する。